

函館地方法務局江差支局、八雲支局における 商業・法人の印鑑の届出・改印・廃止事務の取扱開始について (お知らせ)

現在、函館地方法務局江差支局及び八雲支局(旧寿都支局・旧八雲出張所)で取り扱ってきた会社や法人の登記事務については、**函館地方法務局登記部門**で取り扱っていますが、平成24年6月1日から、江差支局及び八雲支局では、新たに次の事務も取り扱うことになりましたので、お知らせします。

平成24年6月1日から江差支局及び八雲支局において取扱いを開始する事務

会社や法人の印鑑の提出・改印・廃止事務

なお、会社や法人の登記に係る登記事項証明書、印鑑証明書の交付事務(動産・債権譲渡に係る概要記録事項証明書の交付事務を含む。)、印鑑カードの交付・廃止・再発行事務、電子証明書の発行・使用廃止事務については、従前どおり、江差支局、八雲支局でも取り扱います。

【お問合せ先】

函館地方法務局登記部門
電話 0138-23-9530

※ 函館地方法務局登記部門への登記申請については、インターネットを利用したオンライン申請及び郵送による申請ができますので、ご利用願います。

オンライン申請につきましては、

登記・供託オンライン申請システム
登記ねっと 供託ねっと

<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/> を御参照ください。

函館地方法務局